

小・中学校で学習する障害のある児童生徒への配慮とは ーインクルーシブ教育システムの構築を目指してー

【研究の背景】

我が国では、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法のもとに、ノーマライゼーションの理念を実現するための取組が進められています。平成16年の障害者基本法の一部改正では、第14条に、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」ことが示され、現行の学習指導要領にも交流及び共同学習のことが明記されるに至っています。国際的な動向では、平成19年9月に我が国は障害者の権利に関する条約に署名を行っています。この同時期の平成19年8月に、季刊「特別支援教育」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集，2007）では「障害のある子どものために、一人ひとりが考えよう」と題した巻頭言が掲載され、その中で「教育制度はよりインクルーシブな方向へ移行していくことは国際的な潮流である」ことが述べられています。平成21年の本研究着手時点で約20国であった障害者の権利に関する条約の批准国は、平成23年の1月には、97ヶ国が批准を行っている状況となっており、我が国においては、インクルーシブ教育システムの構築の検討が喫緊の課題になってきています。

児童生徒の教育は、学習指導要領にもとづいて行われており、その中で、障害のある子どもの教育活動においては、とりわけ特別支援学校の学習指導要領が重要な役割を担っています。平成21年3月に改訂された、特別支援学校の新しい学習指導要領では、主な改善事項として、①障害の重度・重複化、多様化への対応、②一人一人に応じた指導の充実、③自立と社会参加に向けた職業教育の充実、④交流及び共同学習の推進、の4点が示されました。

昭和54年の養護学校義務制開始以来、約10年ごとに学習指導要領が改訂されてきましたが、主な改善項目として交流及び共同学習が示されたことは、障害者基本法の方向性が反映されたものと言えます。交流及び共同学習は、これからの共生社会の形成を視野にいたれた教育活動であり、この点で、今後のインクルーシブ教育システムの構築に深く関係する事項と言えます。これらの状況を踏まえて、本研究所では、ナショナルセンターとしてインクルーシブ教育システムの構築に接近することができるよう、基礎的な研究段階として、現状での障害のある児童生徒への配慮の実態を把握し、その内容の整理を行い、併せて海外の関連情報の収集に取り組みました。

【研究の内容】

- ①小・中学校の中で学習している障害のある児童生徒が、通常の学級で学習する際の障害特性に配慮した施設設備・指導方法等について、訪問調査を行い配慮の現状をまとめました。
- ②海外（米・英・豪・加・韓）でのインクルーシブ教育システムに関する情報を整理し、資料作成を行いました。



パソコンを使用した情報保障

【研究の方法】

小・中学校で学習している障害のある児童生徒の状況について訪問調査を行い、教科学習等を行う上での配慮の現状を整理しました。調査対象は、視覚障害のある児童生徒、聴覚障害のある児童生徒、肢体不自由のある児童生徒、病弱・身体虚弱の児童生徒、言語障害のある児童生徒、自閉症のある児童生徒です。また、調査場面は、小・中学校で学習している障害のある児童生徒が通常の学級で学習をしているときをとらえました。

【訪問調査の結果】

本研究は、本格的なインクルーシブ教育システム構築の研究を行う前段階の基礎的研究として、現状の訪問調査等を整理し報告書としてまとめています。視覚障害のある児童生徒、聴覚障害のある児童生徒、肢体不自由のある児童生徒、病弱・身体虚弱の児童生徒、言語障害のある児童生徒、自閉症のある児童生徒が、小・中学校の中で学習する配慮として、情報保障への配慮、環境の整備への配慮、心理面への対応に関する事項が見出されました。

(1) 情報保障の配慮

学校教育活動の授業等において、児童生徒が判断を下したり行動を起こしたりするために必要な種々の媒体を介しての知識が、障害のある児童生徒へ確実に情報として届くための配慮が必要になります。

(2) 環境の整備への配慮

学校教育活動の中で、障害のある児童生徒をとりまく状況についての配慮です。安全な学校生活や、学習活動への参加を確実にするためには、施設設備への配慮や、教師等の学校環境の管理に関する配慮が必要となります。十分な配慮が行われないと、障害のある児童生徒は、行動の制限をうけることとなります。障害者への配慮を知らないが故に、障害のある児童生徒に困難を強いている状況を生むということが起きないように対応を行わなければなりません。

(3) 心理面への対応

小・中学校の中で学習する障害のある児童生徒にとって、自分と同じような境遇に置かれている仲間に出会う機会は希であり、それぞれの障害のある児童生徒が、仲間意識を持つことで自尊感情を高め、前向きに学校生活を送ろうとする動機付けを図ることは重要なことと言えます。また、障害のない児童生徒への「障害に関する正しい理解」をうながすための理解啓発活動が、学校教育活動に継続的・組織的に位置づけられることも重要なこととなります。

情報保障や環境の整備、心理面での対応は、今までの学校教育の中で障害のある児童生徒への指導・支援を展開してきた歴史的経緯の中で生まれてきたものであり、そのことが現状の配慮として積み上がってきたと考えることができます。詳細については、研究成果報告書をご参照ください。

本リーフレットは、研究所で行った次の研究を基に作成しています。

【研究課題（研究期間）】

専門研究A「障害のある子どもの今後の教育についての基礎研究
ーインクルーシブ教育システムの構築にむけてー」（平成21年度～平成22年度）

【研究代表者／問い合わせ先】

藤本 裕人（教育支援部総括研究員） e-mail : fujimoto@nise.go.jp

【研究分担者（研究分担期間）】

太田 容次 (H21)	工藤 傑史 (H22)	齊藤由美子 (H21～22)
笹本 健 (H22)	滝川 国芳 (H21～22)	田中 良広 (H21～22)
土井 幸輝 (H21.7～22)	中澤 恵江 (H21～22.1)	西牧 謙吾 (H22)
廣瀬由美子 (H21～22)	藤井 茂樹 (H21～22)	横尾 俊 (H21～22)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (National Institute of Special Needs Education; NISE)
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 TEL:046-839-6803 URL:<http://www.nise.go.jp/>